



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 2 1 号 令和 8 年 3 月 1 0 日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 2 7	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
1 2 8	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
1 2 9	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	同
1 3 0	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
1 3 1	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課

【公告】

番 号	表 題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用政策課

【教育委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
1	徳島県学校運営協議会規則の一部を改正する規則	

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	
	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則	

【公安委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
3	交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第二百二十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和八年三月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
有限会社 Jimon	阿南市富岡町東池田口一七番地二	訪問看護ステーション 慈門	阿南市津乃峰町東分七一番地五	訪問看護	令和八年三月一日
医療法人三輝会	徳島市南田宮四丁目三番九号	稲山病院訪問リハビリテーション	徳島市南田宮四丁目三番九号	訪問リハビリテーション	同
同	同	デイケアりんどう	同	通所リハビリテーション	同
有限会社 SGRリンク	同 北佐古二番町三番三二号	有限会社 SGRリンク	同 中常三島町三丁目二六一〇一	福祉用具貸与 特定福祉用具 販売	同
株式会社 Youto	海部郡美波町北河内字大戸五三四番地二	株式会社 Youto	小松島市中郷町字加藤六八番地四	同	同

徳島県告示第百二十八号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和八年三月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
有限会社Jimon	阿南市富岡町東池田口一七番地二	訪問看護ステーション 慈門	阿南市津乃峰町東分七一番地五	介護予防訪問看護	令和八年三月一日
医療法人三輝会	徳島市南田宮四丁目三番九号	稲山病院訪問リハビリテーション	徳島市南田宮四丁目三番九号	介護予防訪問リハビリテーション	同
同	同	デイケアりんどう	同	介護予防通所リハビリテーション	同
有限会社SGリンク	同 北佐古二番町三番三二号	有限会社SGリンク	同 中常三島町三丁目二六一〇一	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	同
株式会社Youto	海部郡美波町北河内字大戸五三四番地二	株式会社Youto	小松島市中郷町字加藤六八番地四	同	同

徳島県告示第百二十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和八年三月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出 の受理日	廃止 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類			
社会福祉法人阿波市 社会福祉協議会	阿波市市場町興崎字北分六 〇番地	阿波市社協ホームヘ ルプ事業所	阿波市市場町興崎字北分六 〇番地	訪問介護		令和七年十二 月十九日	令和八年一月 三十一日
特定非営利活動法人 どりーまあーサービ ス	徳島市末広二丁目一番八〇 号	デイサービスセンタ ー夢フレンド	徳島市北佐古二番町五番二 二号	通所介護	同	十七日	同
株式会社ひよこ	三好郡東みよし町足代一四 九八一	介護ショップひよこ	三好郡東みよし町足代一四 九八一	福祉用具貸与	同	十八日	同
株式会社太平洋商事	徳島市八万町大坪四三番地 一	パシフィックケアシ ステム	徳島市八万町大坪四三番地 一	同	同	十九日	同
株式会社ひよこ	三好郡東みよし町足代一四 九八一	介護ショップひよこ	三好郡東みよし町足代一四 九八一	特定福祉用具 販売	同	十八日	同
株式会社太平洋商事	徳島市八万町大坪四三番地	パシフィックケアシ	徳島市八万町大坪四三番地	同	同	三十一日	

二	
二	
システム	
二	
二	
十九日	
十九日	

徳島県告示第百三十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和八年三月十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
株式会社ひよこ	三好郡東みよし町足代一四九八一	介護ショップひよこ	三好郡東みよし町足代一四九八一	介護予防福祉用具貸与	令和七年十二月十八日	令和八年一月三十一日
株式会社太平洋商事	徳島市八万町大坪四三番地一一	パシフィックケアシステム	徳島市八万町大坪四三番地一一	同	同十九日	同十九日
株式会社ひよこ	三好郡東みよし町足代一四九八一	介護ショップひよこ	三好郡東みよし町足代一四九八一	特定介護予防福祉用具販売	同十八日	同三十一日
株式会社太平洋商事	徳島市八万町大坪四三番地一一	パシフィックケアシステム	徳島市八万町大坪四三番地一一	同	同十九日	同十九日

徳島県告示第百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十九項の規定により次のとおり公告する。

令和八年三月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称
以西土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	川 野 正 昭		徳島市国府町中七五
同		東 條 聡 志	同 六四二一二
同	田 村 秀 緒	田 村 秀 緒	同 二〇一
同	友 成 伸 治	友 成 伸 治	同 日開一五六
同	梅 本 貴 史	梅 本 貴 史	同 府中三五〇―五
同	多 田 芳 夫		同 観音寺四八六
同	鈴 江 忠 司	鈴 江 忠 司	同 三二八―一
同	立 石 光 昭	立 石 光 昭	同 早淵四六五
同	美 間 亮		同 三四一
同	里 俊 男		同 和田字居内一二八
同	湯 浅 学	湯 浅 学	同 井戸字南屋敷二二
同	谷 川 興 一	谷 川 興 一	同 南岩延六七四―一
同	横 山 俊 昭		同 七二一
同	堤 堅 治		同 矢野七〇九
同	伊 澤 正 純	伊 澤 正 純	同 六二二
同	山 口 政 道		同 西矢野一四三三四
同	美 馬 輝 之	美 馬 輝 之	同 延命五三一
同	貝 出 豊	貝 出 豊	同 三二一―三
同	山 田 隆 義		同 名西郡石井町石井字内谷二三四
同		立 石 武	同 徳島市国府町早淵三二一―一
同		山 田 増 二 郎	同 和田字居内一五
同		三 木 田 利 明	同 南岩延四四八
同		堤 祐 希	同 矢野七〇九
同		谷 口 茂 昭	同 西矢野一六九
同		仙 谷 佳 代	同 名西郡石井町石井字内谷二四五
監 事	後 藤 義 和	後 藤 義 和	同 徳島市国府町府中六五〇―一
同	伊 澤 浩 一		同 早淵一五八―三
同	川 上 篤 人		同 名西郡石井町石井字内谷三一六
同		里 俊 男	同 徳島市国府町和田字居内一二八
同		山 口 政 道	同 西矢野一四三三四

公 告

鳴門病院労働組合から二〇二六年春闘に関して令和八年三月十一日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和八年三月十日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

鳴門市撫養町黒崎小谷三十二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院構内及び全職場

徳島県教育委員会規則第一号

徳島県学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県学校運営協議会規則の一部を改正する規則

徳島県学校運営協議会規則（令和二年徳島県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則六―一二）の一部を次のように改正する。

別表第一警察航空隊の項を次のように改める。

警察航空隊		
航空機の操縦業務に従事することを本務とする警察職員		三
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十条に掲げる一等航空整備士又は二等航空整備士の資格に係る業務に従事することを本務とする警察職員	一・五	

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和八年三月十日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六一―四）の一部を次のように改正する。

別表第一のイ 行政職給料表等級別職務区分表中

警補幹

を

主幹
警理幹

に、「主幹」を「被害少年支援幹」に、

副警長
被害少年

を

副警長

に改め、同表のト公安職給料

支援官

監察官
交通聴聞官
副校長
補佐官

を

補佐官
監察官
交通聴聞官
副校長

表等級別職務区分表中

研究官
対策官
支援官

を

支援官
研究官
対策官

--

広聴官

地域官

広聴

を

生活安全

に

地域交

地域

職

に改める。

を

職

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（規則六―四二）の一部を次のように改正する。

別表第一中「三好警察署長」を「阿波吉野川警察署長」に、

「会計管理幹

「情報管

情報管理幹

会計管

厚生管

厚生管理幹

被害少

理幹

理幹

に改める。

理幹

年支援助幹

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（「三好警察署長」を「阿波吉野川警察署長」に改める部分に限る。）は、同年三月二十三日から施行する。

徳島県公安委員会規則第 3 号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 10 日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（昭和 47 年徳島県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表徳島県徳島板野警察署の部署所在地の項中「署所在地」を「北島町交番」に、「211 番地の 1」を「211 番地 1」に改め、同表徳島県阿南警察署の部那賀川町南部駐在所の項を次のように改める。

那賀川町駐在所	阿南市那賀川町 上福井橋本 39 番 地 4	阿南市のうち 那賀川町（中島の一部 大京原の 一部を除く。）
---------	------------------------------	--------------------------------------

第 2 条の表徳島県阿南警察署の部那賀川町北部駐在所の項を削り、同表徳島県牟岐警察署の部海陽町穴喰駐在所の項中「海部郡海陽町久保字松本 123 番地 7」を「海部郡海陽町久保字松本 1 番地」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。